

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度 第1回津市文化振興審議会
2 開催日時	令和3年6月1日(火) 午前10時00分から午前12時00分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)
4 出席した者の氏名	(津市文化振興審議会委員) 伊藤寛司、内田秀哉、大原里歩、川合俊平、鈴木和子、田端忠勝、錦かよ子、野田啓子、橋本政成、濱野章水谷てつ子、椋本千江、山田康彦、山本賢司、渡瀬容子 (事務局) スポーツ文化振興部長 倉田浩伸、 スポーツ文化振興部次長 小柴勝司、 文化振興課長 福本充孝、 文化振興課調整・事業担当主幹(兼)文化ホール施設担当主幹 中野貴久、文化振興課事業担当主幹 家田友紀、 文化振興課文化ホール施設担当主幹 服部晃久、文化振興課主査 境司
5 内容	1 あいさつ 2 議事 (1) 津市文化奨励賞及び功労賞の選考基準について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	津市スポーツ文化振興部文化振興課 電話番号 059-229-3250 E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

福本課長	<p>お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第1回津市文化振興審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日、議事が始まるまで進行を務めさせていただきます文化振興課長の福本と申します。どうぞよろしく申し上げます。それでは、はじめにスポーツ文化振興部長の倉田よりご挨拶申し上げます。</p>
倉田部長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は津市の文化行政、文化振興に多大なるご理解ご協力をいただき改めて御礼申し上げます。</p> <p>さて、私、昨年4月からスポーツ文化振興部長をしておりますが、今年4月からは文化振興も担当となりました。現在、コロナの関係で厳しい状況になっておりますが、現在の職に就きましてから時代の流れを痛感するようになりました。スポーツの関係で一例を挙げますと、津球場が今年7月にリニューアルします。この津球場は建設から60年が経過し、老朽化も進んでおり、空調もない施設でした。そこで、施設の改修を行い、併せて空調設備と547台分の駐車場を整備しま</p>

	<p>した。高校野球を例にしますと、これまで選手の皆さんが津球場に来ていただく際、津新町駅から野球道具を持って、津球場まで来ていただいております。これは津球場の駐車場台数が少なく限られていたため、過去から津球場は徒歩で来るしかないという流れがあったわけですが、今では車での移動や送迎が主流となり、駐車場は必要不可欠という時代に移り変わっています。野球自体は昔から変わらないのですが、取り巻く環境が変わってきているということです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の関係では、新しい生活様式への対応が求められているところであり、それらへの対応についても考慮が求められているところでもあります。</p> <p>芸術の世界においても時代の流れの中で、メディア芸術やアニメーションといったものをどういうふうに取り入れていくかという事が大きな課題と聞いております。</p> <p>スポーツや文化というものは、過去からの歴史を継承していく必要がある一方で、時代時代の流れに即した新しいものを取り入れる環境も整備を進めていかなくてはならないと思っています。</p> <p>本日は、文化奨励賞、功労賞の選考基準について、委員の皆さまにご審議いただきます。先ほど申しましたとおり、時代の流れの中で、変化していくものを、どのような手法で受け入れていくのかといったものを考えていく必要があります。本日のご審議のなかでご意見をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ協力よろしくお願いいたします。</p>
<p>福本課長</p>	<p>部長につきましては所用のため、会議の途中で一旦離席をさせていただきます。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局を紹介させていただきます。スポーツ文化振興部 次長の小柴でございます。文化振興課調整・事業担当主幹の中野でございます。同じく事業担当主幹の家田でございます。同じく文化ホール施設担当主幹の服部でございます。同じく事業担当の境でございます。最後に私、文化振興課長の福本でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議資料につきましては、あらかじめ、お手元に配布させていただいております。詳細につきましては、後程担当よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの進行は、津市文化振興条例第12条第1項の規定に基づき、山田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>山田会長</p>	<p>先にご挨拶させていただきます。今回の文化振興審議会、急に開催させていただくということで、今回全員の委員の方々にご参集いただきありがとうございます。前から委員の皆様から文化奨励賞や文化功労賞の色々な規定について、ご意見をいただいております。先ほど、部長さんがお話しいただきましたけれども、文化振興課さんの方で検討していただきまして、早く皆さんで協議いただき、今年から実施を、もうすぐ募集が始まるものですから、もし合意ができれば、今年から新しい形で適用できないかなという風に文化振興課さんと相談させていただいて、急だけども皆さんに集まっていたらこうということでご提案をさせていただいた次第です。それに応えて全員の方がお集まりいただきありがとうございます。ご検討よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日の出席者は15名全員の方がご出席いただいておりますので、</p>

事務局 中野

「津市文化振興条例」第12条第2項の規定によって、委員の半数以上の方に出席していただきましたので会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、当審議会の会議につきましては、「津市情報公開条例」第23条の規定に基づき、公開といたしますのでよろしくお願いいたします。

また会議の結果は、事務局で作成の上、津市のホームページにおいて公表いたしますのであらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、事項書に従いまして進めてまいります。議事は2(1)津市文化奨励賞及び功労賞の選考基準について、の1点でございます。これについて、事務局から説明をよろしくお願い致します。

文化振興課中野です。よろしくお願い致します。今回は、三重県や四日市市、伊勢市などの状況を参考に、事務局案を提示させていただいた上で、ご協議いただき、その結果を要項などに反映、募集を開始したいと考えています。全体のスケジュールとしましては、本日発行の広報津で奨励賞募集の記事がでております。その中で、募集の期間としましては、6月14日の月曜日から8月9日の月曜日までという形で掲載させていただいています。例年で行きますと、6月1日から7月の末までという形で募集をさせていただいておるところですが、今回は見直しというところもございまして、6月14日からの募集となります。よろしくお願い致します。

それでは資料の確認をさせていただきます。A4ホッチキス止め、津市文化振興審議会参考資料集です。現在の要項・選定基準などになります。A3・1枚ものの「文化奨励賞・功労賞選考基準について」をご覧ください。最上段に、前回の審議会等でいただきましたご提案を6つに分類してまとめております。次の段は、三重県や他市の実施状況についてまとめたものとなります。最後の段が、事務局案及び要項等の修正点となっております。続いて、A4ホッチキス止めカラーの変更案をご確認をお願いします。こちらのほうですが、資料の修正と追加がございます。1枚めくっていただきまして、変更案、資料6をみていただきたいのですが、津市文化奨励賞候補者募集要項の中段に、「なお、過去に国、県及び市等において、同一分野で同様な表彰を受けたことのない個人又は団体に限ります。」という所が、赤字で線が引いてあるかと思いますが、こちらイキです。修正の方よろしくお願い致します。追加でもう一つ、会議が始まります直前に皆様にお配りした資料になるのですが、資料4、津市文化功労賞表彰選考基準というペーパーですが、追加という形になります。具体的な修正部分ですが、第2条(4)、赤字ではないのですが、斜線が引いてあります「国又は三重県の文化功労賞を受賞されたものは除きます」、ここがケシといった形でご提案させていただきます。資料の修正は以上でございます。資料の説明に戻りまして、最後にA4ホッチキス止めの表、新聞スクラップをご確認をお願いします。こちらは後程ご説明させていただくのですが、審議会委員の皆様への情報提供としまして、新聞各紙の文化芸術記事をピックアップしたものになります。後日、最新版をご郵送させていただきます。事務局で元記事を保管しておりますのでご興味のある記事がございましたら、事務局までお知らせください。

では、A3の「文化奨励賞・功労賞選考基準について」に戻りまして、ご説明させていただきます。

最上段の一番左、部門制限の欄をご確認をお願いします。津市では、「奨励賞受賞者は、原則各部門に1名（または1団体）、他部門に該当がない場合は同一部門で複数の受賞が可能」となっておりますが、各部門1名（または1団体）の受賞者定員を外しては？というご提案です。三重県や他の市の状況ですが、縦列をご確認をお願いします。非公募の伊勢市を除いた自治体では、「美術」「音楽」「演劇」など分野を申請時の提出書類に記入するようにはなっているのですが、津市のように部門に分けて審査は行っておらず、すべてのジャンルを一括で審査を行っています。したがって津市のような各部門の定員制限は設けていないとの回答でした。事務局案としましては、ご提案とおり、部門制限を外したいと思います。

続きまして最上段の左から2番目、部門の欄をご確認をお願いします。奨励賞において、津市では、芸術部門・伝統芸能部門・学術部門・市民文化部門と4つの部門に分けて申請・審査しておりますが、映画・映像部門はありません。映画・映像部門などを設けるなど対象範囲を広げては？というご提案です。三重県や他の市の状況ですが、三重県では、映画・漫画・アニメーションなどメディア芸術分野欄が申請時の提出書類にあり、受け入れをしています。また、三重県以外の自治体においては、申請時の提出書類に、「その他」の枠があり、想定外のジャンルで申請がある場合はそこに記入いただくとの事でした。事務局案としましては、「文化芸術基本法」に文学、音楽、美術、写真、演劇等の「美術の振興」の他、映画、まんが、アニメーション及びコンピュータ等を利用した「メディア芸術の振興」が基本的施策として明記されていることから、ご提案とおり対象を広げ、想定外のジャンルで申請がありましたら、都度ご審議図りたいと思います。

続きまして最上段の3番目、事務局から推薦をご確認ください。津市では「奨励賞は公募」「功労賞は文化振興審議会委員またはスポーツ文化振興部からの推薦」となっております。事務局からも推薦してはどうか？というご提案です。三重県や他の市の状況ですが、伊勢市のみ市からの推薦で非公募、他の自治体は奨励賞・功労賞とも推薦はしておらず公募のみ、となっております。事務局案としましては、立場上、推薦しにくいと、先ほどご案内しました新聞スクラップによる審議会委員の方々への情報提供、各文化協会・総合支所への情報提供依頼などを積極的に進めたいと考えています。また、この後にご協議いただきます「活動歴」や「年齢制限」とも関連していきますが、小中学校、高等学校への情報提供も考えています。また、功労賞につきましては、「津市の文化振興に尽力し、その業績が顕著である。活動期間10年以上。」など一定の条件が付けられていることから、（この人なら・・・という、説明のつく）方がおりましたら事務局からも推薦したいと思います。

続きまして、最上段の4番目、活動歴制限をご確認ください。津市の場合、奨励賞は「将来一層の活躍が期待される個人または団体」となっており、現状、活動歴何年以上などの制限を設けていません。三重県のように活動歴の制限を設けては？とのご提案です。三重県や他の市の状況ですが、三重県と名古屋市がそれぞれ活動歴10年以上、5年以上と制限を設けており、四日市市と伊勢市は制限がありません。大阪市は直近の1年間に際立った活躍をされた方となっております。事務局案としましては、多様な文化芸術分野があり、習熟する期

山田会長

間も異なることから、一律の制限は設けない形でご提案します。

続きまして、最上段の5番目、年齢制限をご確認ください。津市では、奨励賞に年齢制限を設けていませんが、奨励賞は若い方に、という考え方から候補者の年齢制限を設けては？とのご提案です。三重県や他の市の状況ですが、四日市市で功労賞60歳以上という制限はあるものの、その他は年齢制限がありません。事務局案としましては、ジャンルによってキャリアのピーク年齢も異なることから、一律の年齢制限は設けない形でご提案します。

最後に最上段の6番目、受賞歴制限をご確認ください。津市では、奨励賞は「過去に国・県及び市等において、同一分野で同様な表彰を受けたことがないこと」、功労賞は「国又は三重県の文化功労賞を受賞されたものは除く」となっています。国・県等の上位機関での受賞歴の制限を外しては？とのご提案です。三重県や他の市の状況ですが、奨励賞・功労賞とも上位機関での受賞歴の制限はありません。事務局案としましては、奨励賞は「上位機関受賞者の追従が増え、一般候補者が落選しやすくなる可能性が高まるため」今まで通り、受賞歴制限を設けたいと思います。また、功労賞は「長年津市の文化振興に尽力していることがポイントとなるため、上位機関の受賞理由とは重複しないことから受賞歴制限を設けない形でご提案します。

事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。全体の変更、提案が全部A3の形にまとめられているのですが、確認しますと、今説明していただいたものを落とし込むと、最初に説明いただいた資料4、5、6の変更になるということです。それを頭に入れながら議論いただきたいのですが、文化奨励賞の方は資料5の3(1)に赤字で斜線が入っていますけれども、「選考にあたっては原則各部門に1名(又は1団体)とし、他部門に該当がない場合においては、同一部門でも重複も可とします。」という基準を削除してしまおうということですね。ですから、部門ごとに決めるという審査の仕方はやめて、全体で審査するということになる。それにあわせて、資料6の2に表彰の対象の文言を、中身は先ほどの部門の事について変えただけですが、書きぶりが変わってしまっていて、最初の部分を芸術、伝統芸能、学術、市民文化等においてすぐれた業績をあげ、将来一層の活躍が期待される津市に在住または在勤・在学、あるいは津市出身の個人及び津市を中心に活動している団体とします。あとの文は前の文を下に持ってきたということになります。前までは、以下芸術部門がどうの、伝統芸能部門がどうの、部門ごとの細かいものがあったのですが、第1の提案としましてはこれを全部消しちゃおうと、上に芸術、伝統芸能、学術、市民文化等においてという事だけで審査しようじゃないか、こうすれば映像などメディア芸術を含めてできるのではないか、という事です。奨励賞の方は国や県などで同様の表彰を受けてない人のみというのはそのままにする、というのが提案となっており、それから功労賞の方は資料4で紹介いただいた1か所だけ変えようと、第2条の(4)国又は三重県の文化功労賞を受賞されたものは除くというのは、やめようということです。全体の形はこうなっています。という事で、ひとつひとつ皆さんからご意見をいただきたいのですが、A3で確認していきたいと思います。部門制限と部門の2項目について、ご意見いただきたいのですが、今まで部門を分けて、各部門1名で、該当がなかったら同一部門でもいいよという、やり方をしてきたのですが、

山本委員	<p>各部門1名、1団体というような制限はやめて、全体で審議しようということです。部門についても大きな枠組みを示せばよいのでは、ということです。これについてはいかがでしょうか？何か不明なところなどありましたらご質問いただいてもいいかと思えます。</p> <p>賛成です。変更賛成します。全体で何人と言う事はありますでしょうか。</p>
山田会長	<p>今までも4部門で原則各部門1名ということで最大4名まで可能になっていたわけですが、ただ従来皆さんが検討してくださった形では多くて2、3件くらいですね。あえて人数の制限はしなくて、皆さんのご見識で考えていこうということだと思います。事務局の方から申請欄に自分はどの部門ですよ、みたいな事を自発的には書いてもらおうというのはあるんですね。それはどっかに資料ありますか？</p>
事務局 中野	<p>奨励賞の推薦書といったものを出していただくのですが、その中に活動分野を記入する欄がございますので、どういったジャンルであるかという欄をそのまま残しておこうかと考えております。</p>
山田会長	<p>推薦書には残す、ということは推薦書の分野としては、どんな分野でしたっけ。</p>
事務局 中野	<p>事務局案ですが、芸術・伝統芸能・学術・市民文化にその他を追加でご提案させていただいています。</p>
山田会長	<p>実際に応募する方が、あるいは推薦してくださる方が、推薦するにはどの分野であるかを示すということで、従来の4部門とその他を入れて、例えばメディア芸術であればその他に入れていただく、ということは考えているということですが、募集要項の資料6のような、細かい事はないのですが、(1)芸術部門(2)伝統芸能部門(3)学術部門(4)市民文化部門(5)その他、という事をいれて、上にはある程度書いてあるけども、少し詳しく書いておくという事も考えられる訳なんですけども、その辺は何かご意見ありますでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>変えるというのは賛成なのですが、どの分野で応募、推薦と考えた時に、新しく写真とか映画、映像、アニメーションなどメディア芸術の方が、ここに具体的な項目がないので、迷ってしまうのでは？と思うのと、その他が漠然としすぎていて、せっかく変えていくのであれば、もうちょっと具体的な言葉をいれて、さらにその他をいれた方が分かりやすいのではないのでしょうか。</p>
山田会長	<p>現行に加えるような形でより詳しくした方が分かりやすいのではないかと、メディア芸術などを入れて、映画、映像、アニメとかも入れておいて、場合によってはプラス(6)にその他という風にしてもいいかもしれないですね。関連していかがでしょうか。部門一括とか映画映像部門みたいな新しい分野も入れるということは皆さんご了解いただけているのかなと言うように思いますけれども、その表記の仕方ですが、提案のままでもいいのか、それとも鈴木委員が提案されたように、従来のような具体的なものを残した形で、メディア芸術を項目に加えて、より応募要項を分かりやすくしたほうがいいんじゃないかというご提案なのですが、これについてご意見いただけるとありがたいなと思うのですが。</p>
小柴次長	<p>では分かりやすくするという形でよろしいのでしょうか。皆さん、うなずいているので、事務局の方、そういう形でよろしいですか？</p> <p>ありがとうございます。今、色々ご提案いただいている中でこの推薦書の(1)から(5)のところを加えてはどうかというご提案かと思えます。おっしゃっていただいたように(5)に文化芸術基本法</p>

<p>山田会長 小柴次長</p>	<p>にあるような形の文言をお借りして、例えば（５）でメディア芸術という言い方にして例示で映画・アニメーションなどという言い方、（６）でその他、という形、写真という文言もありましたので、写真は文化芸術基本法の芸術という括りにありましたので、（１）の芸術分野に文芸・美術・音楽・写真・舞台芸術くらいですかね、文言を入れさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。（１）に写真を加える、（５）としてメディア芸術という項目を設けて例示として映画・アニメーションなど、（６）でその他、といった形で提案させていただければと思うのですが。</p> <p>それは、募集要項のところでもよろしいですね。</p> <p>推薦書の中では項目を入れ、募集要項もそれにあわせてメディア芸術の文言を入れた方がいいですね。２の表彰対象に入れる感じですかね。</p>
<p>山田会長 錦委員</p>	<p>錦委員、お願いします。</p> <p>私は、その方がいいと思うのですが、募集要項のところ、先ほどおっしゃったように、芸術・伝統芸能・学術、市民文化の前にメディア芸術を入れて、申請書の方に書けばいいんじゃないかなと思います。</p>
<p>山田会長 小柴次長</p>	<p>錦委員は募集要項にメディア芸術を市民文化も前に入れておいて、資料６にある（１）～（４）まであるこういうようなものは募集要項に必要なくて、推薦書に入れればいいというご意見という事。いかがでしょうか。次長さんのご提案もだいたいそんな感じ？</p> <p>錦先生のおっしゃったように、市民文化の前にメディア芸術という言葉で入れさせていただいて、２の表彰対象の方が、芸術・伝統芸能・学術・メディア芸術・市民文化等と言う形で文言整理させていただければと思います。</p>
<p>錦委員</p>	<p>写真というのは芸術部門に入るんじゃないかと思うのですが。文芸・美術・音楽・舞台美術、写真はここじゃないか？</p>
<p>小柴次長</p>	<p>（１）の芸術分野、はい、そうですね、写真を、というご提案の中で推薦書の（１）、文芸・美術・音楽の後ろくらいですかね。</p>
<p>錦委員</p>	<p>なぜかといいますと、美術展の中に写真部門もありますからね、本当は書道もありますけどね。</p>
<p>山田会長 錦委員</p>	<p>錦委員のご提案は、書も写真も現在の募集要項の中にあるように全部美術に入っているの、美術というのがちゃんと、推薦書の中に作ってあれば、あえて美術の他に写真という分野を入れなくても、美術に入れて応募してくれるので、大丈夫なのでは？というご指摘です。</p>
<p>小柴次長</p>	<p>そうです。もしそれが美術の中で分かりにくいのであれば、美術の後に写真を入れればいいんじゃないかと思いますが、専門家ではありませんので山田先生のお考えの方がいいと思います。企画展なんかは写真は必ず入ってますよね、日本画、洋画、書道、写真というのが全部入っていると思うのですが。県展なども。あえて写真だけ特別に出すというよりも何かいい方法がないのかな、という気がします。ただメディア芸術だけは、初めてですけども、それだけはちゃんと残さないと思います。</p> <p>ありがとうございます。写真と言うカテゴリーの話の中で、この地方でいうならば、写真と言う分野が特出ししてもいいのかなという思いがあるのですが、参考までに読み上げて申し訳ないのですが、文化芸術基本法の中の分類でいけば、芸術と言う中で文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・その他の芸術というカテゴリーに、分類分けにな</p>

<p>錦委員 小柴次長</p>	<p>っています。法律上のカテゴリーですけども。 書道は？ 書道はですね、生活文化の中で茶道・華道・書道・食文化・その他の生活にかかる文化というカテゴリー分けがされております。現状と展覧会との整合性がどのようにあるのか分かりませんが、一応法律上の分類ではそういういい方をされておりますので、例えば写真と言う部分を色濃く出すのであれば写真を入れるのであれば（１）の芸術部門になるのかな、という思いがあります。あと、書道の取り扱いについては生活文化の中に書道・茶道といれるというのも表記としてはありなのかな。</p>
<p>錦委員</p>	<p>初めて知りました。書道をやっている先生方、怒るんじゃないかと思いました。</p>
<p>小柴次長</p>	<p>あくまで文化芸術基本法という法律上のカテゴリーですので、その辺は色々な文化の考え方もあるかと思いますが、一応、法律上、そういう分類となっています。</p>
<p>山田会長</p>	<p>ちょっと、色々議論が出ていますが、鈴木委員のご提案は、色々混乱するところがあるので、募集要項に現在のような細かいことを入れておいて、（５）としてメディア芸術を入れて、（６）にその他を入れて、細かいものを残しておいた方が応募しやすいのではないかと、というご提案だったと思うんです。判断は二つに一つかなという風に思うのですが、ひとつは募集要項には基本的な中身を入れて細かいジャンルは推薦書に具体的に書いていただく、という形にするというのが一つの考え方、全体的なことを言えばメディア芸術を市民文化の前に置くという修正はしてこの表彰の対象のところを少し簡潔な形で今あるような形でやっておいて、推薦書のところで細かい自分の応募を書くという事です。もう一つが募集要項も推薦書も同じように細かいことが募集する人が分かるように、今ある部門分け＋αの形で書いておいた方が分かりやすいのではないかと、という考え方、その辺、ご意見いただけるとありがたいです。はい、お願いします、伊藤委員。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>応募する側としては、選択肢が分かりやすい方がいいのかなと思いましたが。選考する側から、細かく分類されたところに縛られずにこれはこうだ、こういう評価もできるのではないかと、ですから、応募される方もいれば推薦する方がおられますので、その辺りは選択しやすい方が極力ハードルが低く、あまりに膨大だと困りますけども、自信を持って選考に応募いただくという形であれば。これは我々が枠にしばられないというところが、伝わってこれを削除しようとしたとは思いますが、応募する立場に立ってみると、自分は何をやってきたかというのをこれだ、とできるのかなというように感じました。</p>
<p>山田会長 内田委員</p>	<p>ありがとうございます。内田委員さん。 基本的に部門なしでいいと思います。申請者が書き込みやすいようにしておけば、いいと思いますけども、部門など設定すること自体が不思議な考え方だと思います。</p>
<p>山田会長</p>	<p>他にいかがでしょう。もうちょっとご意見いただけるとありがたいです。では錦委員。</p>
<p>錦委員</p>	<p>削除していただいた芸術部門、美術の中に、書も写真もいれくださったのですね、せっかく削除していただいたのですが、これこのまま残した方がいいのかな、という気がします。それと人形を作っている人がいるんですけども、そういうものは人形劇ではないですよ。言い出したらきりが無いんだけど、選択肢が多い場合は、ひょっ</p>

山田会長	<p>としたらない方がいいかもわからないのですが、これあると、私この分野で活躍しているんだな、というのがよくわかると思うんですね。かえって推薦書の方には候補者の該当するところに丸をつけてくださいとか、詳しく書く必要はない方がいいんじゃないかと思います。</p>
野田委員	<p>他にいかがでしょうか。何となく野田委員さんにご発言いただけそうな雰囲気ですが。</p>
山田委員	<p>私も自分がもし応募する立場でしたら、募集要項に詳しく書いていただいた方が、応募しやすいんですね、ただ推薦書に書く場合は、該当する分野というのは、逆にないほうがありがたい。自分がこうだと思うというのを書かせていただいたほうが書きやすいと思いました。</p>
小柴次長	<p>いまのご意見だと、募集要項に具体的なものが書かれていた方が、応募しやすいというご意見がありますので、ある程度そういうものを残していく方向かな、と思うのですが、ただ募集要項なので、融通が利くので、今現在のようなキチっとした芸術部門・伝統芸能部門などの部門という名前をあえて付けるのではなく、例示みたいな形で、こういう分野がありますよというような、募集するのにしやすい形で記入しておく、そういうことも考えられるのかなと、その辺は事務局さんに表記の仕方はご検討いただいて、審議会の方としては中身が分かるような形での募集要項にしておいてほしい、という形で事務局に依頼すると。私も現代美術はどうするのかなとか色々あったりするのですが、応募者の方を考えるとそういうご意見が多いように感じましたので、それで進めてみるという事でよろしいですか。</p>
山田会長	<p>ありがとうございます。そうしましたら文言整理はさせていただくとして、イメージとして、まず募集要項ですね、消し案がイキという方向で、2の表彰の対象、いわゆるリード文ですね、例えばですけども、次に掲げるいずれかの部門（芸術・伝統芸能・学術・メディア芸術・市民文化等）においてすぐれた業績をあげ、というくらいの形にしておいて、部門ではなく分野ですね、（1）芸術分野（2）伝統芸能分野（3）学術分野（4）メディア芸術分野といった形で例示を入れさせていただく、という形にしておいて、推薦書の方はですね、例えばですけども2の候補者の活動分野というところで、（1）（2）（3）（4）（5）にメディア芸術を入れて、（6）その他にした上で、例えば（1）芸術分野の横に文芸・美術・音楽・舞台芸術等と例示してありますけども、これを消してカッコ書きで、分野に丸をしていただいてカッコで書いていただくと、申告というか、そういう形でさせていただいたらどうか、その方向で整理させていただきます。</p>
錦委員	<p>はい、大体よろしいでしょうか。では部門制限、部門についてはそのような形でご了解いただいたということでさせていただきます。事務局から推薦については、文化奨励賞の方が事務局から正式に推薦という事はしきれないので、ただ、委員の皆さんに推薦しやすいように新聞に載った人とかそういうものを情報提供したり、各所に推薦いただけるような働きかけをするということですね、功労賞の方は従来と同じように引き続き該当者があれば推薦する、そういう整理なんですけどもこちらについてはいかがでしょう。</p>
	<p>話が戻ってもよろしいでしょうか。ひとつ聞きたいことがあるのですが、募集要項の部門で津市に在住または在勤のところですけども、そこを消してありますよね、ということは津市に住んでなくてもいいんですか？津市の住人でなくてもこの賞はもらえるという事なんですか？</p>

山田会長	<p>いえ、文言は下の方に回っています。募集要項のところですよ。募集要項の表彰の対象の、今現在ですと 3 行目に津市に在住または在勤・在学、という風に。</p>
錦委員	<p>はい、わかりました。</p>
山田会長	<p>話戻りまして、事務局からの推薦ですが、よろしいでしょうか。</p>
錦委員	<p>結構な事なんですけども、ただ新聞をスクラップしたものをあげてありますよね、例えば高校生とか小学生中学生が載ってますね、この会議で何十年前なのか分からないんですけども、附属小学校の合唱部を奨励賞にしたことがあるんですけども、でもああいうのはずっと永続するとか長続きするものではなくて、先生が変わるととたんにダメになるとか、学校の方針でクラブをしちゃいけないとか、PTAの何かがあったり、そういうことを考えると、ここに高田高校の短歌が書いてありますけども、そういうものを候補に挙げていいものか、これはすごく難しい事で、音楽の方でも、例えば小学校の部ピアノで全国コンクールに行ったとしてもそれでその人がどこまで伸びるのか分からない、私の知っている子どもも中学バイオリンで全国のコンクールに入っても大学に入るときにやめてしまう、なぜかというバイオリンの費用がかかるから、それを維持する力が、経済力がないということでやめてしまった。だからそういうものをここに挙げてしまうのは少し危険なんじゃないかなって、これをどうするのかというのは皆さんの意見もあると思いますので、私は危険だというひとつの意見を出します。皆さんでお決めいただいたらいいと思います。</p>
山田会長	<p>今のは新聞スクラップなどそういう形で情報提供いただくのはいいのだけど、その対象で児童生徒の情報というのはこれに入れるのか、そこは判断ですね、というご意見ですね。他にいかがでしょうか。関連質問も結構です。</p>
錦委員	<p>どういう人に奨励賞をあげたいのか、というのがはっきりしないんですね、いつも。私はそこをはっきりしてもらいたいんですよ。例えばずっと前に映画で有名な高校の先生がいらっしたんですけども、その人は奨励賞をあげるのに申し訳ないということで落としたことがあるんですよ。そういうことをやったりとか、あるいは年齢がすごく上の方に奨励賞をあげたりとか、下の人にあげたりとか、何か趣旨が一貫していないとか、私ずっとやってて、そこが歯がゆくて仕方がないのですが、そのところを決めてほしい。津市の奨励賞をあげる人はどういう人か、例えばキャリアを始めてから必ず10年は経ってないと奨励賞をあげませんよとかね、あるいは50歳以上はダメですよとか、事務局は若い人とおっしゃるんですけども、その文言がどこに書いてあるか分からない、書いてないですよ。深読みすれば、というだけで思いだけの話ですよ。それをちゃんとしてほしいというのが、私長年ここに座って一番矛盾を感じるところで、奨励賞を誰にあげたいのかというのがはっきりしないんですよ。そこをはっきりしてもらいたいので今日来たんです。</p>
山田会長	<p>今の錦委員の議論はA3でいくと活動歴制限と年齢制限の部分で集中的に議論いただきたいと思うので、事務局からの推薦の部分では、どうしましょかね、全体ではご了解いただいたということですけども、情報提供の中身についてご意見ありますか？活動歴や年齢制限にも関わるので、それを踏まえて事務局も情報提供いただくということにはなるとは思いますけども、最終的には審議会のご判断ということはあると思うんですね。情報提供の中身について事務局が責任を取る</p>

<p>錦委員</p>	<p>ことは無い。結論をどうするのかというのは審議会の判断ですからね。事務局からの推薦についてはそれでよろしいですか？基本はそういう事で進めていく。はい、それでは錦委員がここを決めるために来られたという活動歴制限と年齢制限ということですけども、こちらについては、事務局案としては従来通りの規定に沿って審査をしてくださいということなんですね。錦委員は例えば10年以上活動をしているとか、年齢上の方は何歳までとか、そういう決め方があるのでは、というご提案をしていたかと思います。</p> <p>私は年齢制限よりも活動歴制限の方が大事だと思っています。活動歴の制限をすると大体年齢も決まってくるんですね。何歳からキャリアを積んで何年、例えば10年経験を積んだ人、20年やった人は功労賞になるとか、活動歴と年齢制限はものすごく密接に関係していると思うのです。活動歴を決めたら年齢制限はいらないんですよ。50からキャリアを積んで10年経って奨励賞をあげたとしても、今は90、100まで生きていきますよね。まだ40年くらい活躍するかもしれないじゃないですか、だから年齢制限というのは私は無意味だと思いますが、活動制限と言うのは、活動がものすごく大事だと思います。で、津市さんどんな人に奨励賞をあげたいのか、50からキャリアを積んで、10年経って一生懸命やっている人が若い人に当たるのか、若い人にあげたいというのが津市のずっと基本姿勢にあると思うのですが、そういう人でもあげるのか、本当に難しくてよく分からないのですが、若い人といつもおっしゃるのですが、若い方ってどこに書いているのだろうかと思います。明記をするべきかどうかという事も含めて教えてください。</p>
<p>野田委員</p>	<p>私も年齢制限は必要ないと思うんですね。いくつになっても学ぶ事はできるので、逆に活動歴、10年経ったら奨励賞とか、あと思ったのはこれをみせていただいて、大阪市の文化賞めっちゃ分かりやすいなと思ったんですよ。学術・生活文化・芸術の分野において際立った活躍をされた方若しくは団体、これだと選考しやすいのかなと思ったりしたんですけど。年齢制限は、性別にしる年齢にしる、時代なのでなくしていただいたほうがいいかと思いますし、もし何か基準を設けるのであれば、活動歴制限が私もいいなと思いました。以上です。</p>
<p>内田委員</p>	<p>基本的には制限はすべて設定する必要はない、特にメディア芸術にとっては、センスだけなんです。テクニックや技術というのはできる人にはあつという間にできちゃうんですね、10年やってたからすごい作品ができるなんてありえない。半年でも1年でもアニメーションなり作れるので、そういう人たちを排除することになっちゃうんです。僕は必要ないと思います。</p>
<p>山田会長</p>	<p>そうしますと年齢制限はないというご提案ですが、野田委員のように大阪みたいにこの1年間で活躍された方とか、そういう方が分かりやすいのではないかというご意見がありますけども、その辺の事に内田委員さん何かご意見ありますか？</p>
<p>内田委員</p>	<p>基本的に大阪は制限なしになっていますよね。最近の1年間に際立った活躍をされた方若しくは団体、これはすごくはっきりした、制限がないと思うのです。この程度の事を書いてもいいんですけども、基本的に制限はなしにすべきだと思います。</p>
<p>川合委員</p>	<p>私も色々変更を意見した一人として、検討していただいて、今日こういう場で皆さんに意見交換いただいて本当にありがたいことだと感謝しております。津市の場合は、功労賞と奨励賞、2つしかないの</p>

	<p>で、功労賞は現役を退いた人となっていますから、それ以外は奨励賞の対象となっていて、錦委員が問題点を出された、僕もそう思います。50も60もなる人を奨励賞として、表彰するのがふさわしいのか、文化奨励賞を新人賞とはっきりと枠にはめてしまう、ところもあると思いますけども、津市の場合2種類ですから、功労賞以外は奨励賞の対象という考え方でいくと、皆さんこれ何、となってくると思うんですね、だから錦委員がおっしゃるように、もうちょっと考え方をキチッとすれば、じゃあその中間の人はどうなるのか、今バンバン活躍している人は文化賞なのか、これから活躍されようとする方は奨励賞なのか、これまで功労のあった方は功労賞でいこう、3つくらいに分ければ選びやすいと思いますけども、2種類の中で選ぶと色々な問題が、課題がでてくるのかなと思いつつ聞かせてもらっていますが、皆さんの意見はどうでしょうかね。</p>
山本委員	<p>制限を設けるかどうかということですが、制限は設けない方がいいと思います。理由は皆さんがおっしゃったことと同じです。年齢制限はそうですし、私は活動制限も設けない方がいいと思います。あまり決めすぎると柔軟性のないものになってしまう。内容を検討すればいいことで、制限をしてしまうと柔らかくならないものになると思いますので、感じだけなんですけども、どちらかというと、制限をしないで検討していけばいいんじゃないかと思つてます。</p>
錦委員	<p>活動歴の制限をしないというのは、ある意味分かります、その場合でしたら、奨励賞の概念を津市はどのように持っているのか、そこをはっきりしてもらわないと、制限なしという意味が私には分かりません。奨励賞が若い人若い人というのをやめて、若い人という概念はないですよということを津市がおっしゃっていただいたら、私は制限なしで構わない。私は何が引っかかっているかという、この奨励賞に何十年、途中抜けていますけども、ここにいますけども、最初は若い人若い人、これから活躍する人に、奨励という意味で10万円出して、頑張ってもらいましょうというのが最初だったんですよ。だからそれがどこにいったんだとか、勿論事務局が変わると理念もなくなっちゃいますので、分からない、書いてないですからね。ただそれを事務局が若い人やめますと私にはっきり言ってくだされれば、納得するんですよ。もう30年、なんで矛盾しているんだと思つていてるものですから、そここのところをはっきりしてくだされれば私は制限なしでちっとも構いません。ただ、大阪が1年だけ活躍したとありますけども、この大阪の1年の活躍というのは、世界レベルだと思うんですよ、そんなちょっと活躍しただけでという人はいませんからね、世界レベルで、例えばショパンコンクールで入賞したとか、そういう世界レベルの事をいっているんだと思つてます。1年だけというのが危険なのは、例えば合唱団のいいところは、ずっと継続、持続性ですよ。1年間飛びぬけていい活動ができるのは無理だと思うんですよ。そういう意味も込めてこれは危険だなという事を申し上げたい。大阪は人材が多いですからね。これはワールドレベルの活躍だと思います。</p>
小柴次長	<p>何度も口を挟みまして申し訳ありません。錦委員のおっしゃる通りに、申し遅れました、私、梅本の前に文化振興課長を2年ほどさせていただいておまして、私が課長を引き継ぐ時です、前任からも奨励賞は若い人という事を口頭では聞いたことがありました。おそらく錦委員のおっしゃる通りにイメージとしてですね、将来のある方と</p>

	<p>いう意味です、ずっと制度ができてから若い方をというイメージで口頭での説明の中でおそらくさせていただいてきたのかなというイメージであります。ただ、深読みすればという部分であります、そこは募集要項にございますように、将来一層の活躍が期待できるというこの一文です、この文言で決して若い人限定ではないという、皆さんの共通認識として持っていた上でですね、先ほどから出していただいているように、選考の過程において、将来一層の活躍が期待できるという点で審査いただければと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>山田会長 田端委員</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>本当に悩ましい課題と思うのですが、細かいことまで決めてしまういい面と縛られる面と出てくると思うのです。私も小さい、田舎の細かい規約なんかを問題点を整理するのですけれど、そこでも、小さなことですが、ちょっと幅を持たせて都度検討していこうというところで落ち着くことが多いのですが、この案件につきましては、私が思うところですが、3期4期させていただいてますけども、まだまだ皆さんにとって若造の方ですが、それでもいろんな奨励賞、功労賞の結果を見てみると自分が判断してきたものが大体その方向でままとまっているので、自分は納得しています。が、おっしゃっていただいたように、事務局も変わっていく、審議会委員の方も少しずつ変わっていく、そうすると錦さんもおっしゃってましたけども、要綱についても判断があやふやになっていく分野があると思います。しかし、毎年出てくる案件で、皆さんが一生懸命議論なされて結論だされる、これも一つのメリットでいい面かと思うのです。だから事務局から出してもらった提案のままの状態を試しながら今日の議論を頭に入れてその都度判断をやっていく、という風に自分は思っています。</p>
<p>大原委員</p>	<p>私も審議会委員になって新しいのですけども、選考基準に書いてありますように、4項目(1)～(4)に則って、しかも(2)今後も引き続き、津市が行う文化事業等に積極的に協力するなど津市の文化、芸術の振興に寄与することが見込める個人・団体とします。この要件にもきっちり当てはまるような形で、分野に関しては今の時代、文化と言っても広い範囲でありますので、そのところは柔軟に考えるところとして、この第2項に関しても十分考慮した上で、今後の審査をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>山田会長</p>	<p>結論的には、規定は将来一層の活躍が期待される個人または団体、となっておりますし、(5)のところを選考基準が細かく書かれていますけれども、そういう精神で、一応今までもやってきたんですけども、変更はないけれども、ちゃんと選考していこうね、という形になるというご意見の方が多いかと思います。特に若い人にこだわるというのではないというお話もありますね。この規定にあわせた選考をしていくという事でよろしくお願い致します。それではその次の受賞歴の制限ですけども、こちらは奨励賞の方は引き続き国県で受賞した人を選ぶことはしないというのを引き続き維持して、功労賞は津市に功労して下さっているの、その観点で考えれば、国県でこだわる必要はないんじゃないか、という事で、こちらは外そうという提案になっているのですけれど、この点はいかがでしょう。</p>
<p>錦委員 中野</p>	<p>どうして奨励賞と功労賞は国、県での受賞の基準が違うんですか？ 功労賞につきましては、選考の基準自体が違うのかなと考えており</p>

	<p>まして、山田会長からおっしゃっていただいたように、功労賞につきましては長年津市の文化振興に尽力いただいた方、津市の功労賞の基準のひとつが、国県の同等の賞の基準とはちょっと違うのかなというところで、国県の賞を受ける受けないに関わらず、津市独自で功労賞は選考できるのかな、というのが功労賞の考え方でございます。奨励賞につきましては、選考基準が若干被る部分があると思いますので、そうなってくると国県の受賞歴のある方を津市の方でも奨励賞として受賞となると、申請をされる他の候補者の方が選考から漏れることも考えられるので、奨励賞の方は国県の受賞歴のある方は対象としないという形で提案させていただいております。</p>
渡瀬委員	<p>奨励賞の意味は分かりません。功労賞をいただいている方は、県国でいただいている、市ではいただいているという事が、とても私は疑問でありまして、津市で何もしていない人ではなくて、津市に根を下ろしながら全国で活躍している人の中には、かなりレベルの高い人がいるので、私はそういう方は津市でも功労賞を受賞していただいてもいいんじゃないかと思えます。奨励賞は若い方とか、将来を見越して期待される方ですけども、奨励賞については分かりませんが、功労賞の方はそう思っております。</p>
山田会長 田端委員	<p>功労賞については提案賛成とのご意見ですね。 教育功労賞は残されるんですね、教育功労賞は当初からあって、今回も残される。これは何ですか、教えてください。</p>
中野	<p>第2条選考の基準（3）の教育功労賞を受賞されたものは対象外という部分でよろしかったでしょうか。文化芸術に関しては幅広い分野、ジャンルがございまして、奨励賞の部分でもありましたように、例えば学術部門、歴史、民族、文化財、自然科学、そういったものも奨励賞の学術部門に入っております、生涯学習分野と文化芸術分野と一部重なる部分がございますので、そういった意味で教育功労賞を受賞されたものは対象外という文言があるのかなと思っております。</p>
川合委員	<p>先ほど学校関係の推薦についてお話があったかと思っておりますので、今回事務局からの推薦というところでは市内の小学校、中学校、高校辺りにも幅広く推薦の依頼をしていくかと思っております。今の教育功労賞の関係もあるのかも分かりませんが、いわゆる教育委員会が表彰する表彰と市の文化振興課が主管する表彰するものと、別々にある訳ですが、文化賞の中で、例えば〇〇中学校のブラスバンド部が全国で金賞を取りました、それを文化奨励賞として表彰しますか、という問題になってくるとどうなってくるのかなと、それもOKと考えるのか、あるいはこれは教育の部門で特別に教育委員会が表彰すべきではなど、色々異論があるかと思えますし、推薦についても小中高から推薦してもらおうというのはどういう事を指すのか、自分の学校の生徒が全国的に活躍して表彰の対象になりますよ、とかその辺、どういう風に考えてらっしゃるのかということを知りたいところです。</p>
中野	<p>例えば、昨年教育功労賞を受賞された方ですが、一度文化功労賞でどうか、という話がありました。そういった場合は文化振興課と生涯学習課で調整させていただいて、前回は生涯学習課のほうからご推薦するという形が適正かなという事で昨年度は教育功労賞として受賞されたという実績がありました。どちらとも取れる場合は、生涯学習課さんと調整しながら、どちらが推薦するかという事を調整したうえで進めていくというのが現状でございます。</p>
川合委員	<p>小中校に推薦を求めるとするのは、その学校、児童、生徒の中で優</p>

	<p>秀な子がいたら推薦してくださいよと、そういう事なのか、あるいは〇〇学校が、学校の文化活動が非常に優秀であって、そういう事に賞をさしあげるべきだということで推薦を求めるべきなのか、そこら辺がですね、僕は幅広く推薦を求める事が大賛成ですけども、だとしたらこの中には大学は入っていないんですけども、資格としては津市在勤在学という項目もある訳ですから、例えば三重大学にも推薦の要請ができるようになってくるのか、関係ないのか、色々と難しい問題があるのかなと思いますけども、そんな事を思いながら聞いておりました。</p>
伊藤委員	<p>学校教育の方に関しては、教育委員会の方でやっていただく、でその前の話に年齢制限とか奨励賞の時にあったかと思うんですけど、という事は志を持ってこれだと思った人というのはいつ始まってもいいわけで、それを奨励しようという考え方とするならば、学生の子たちに志があったとしても、経験年数などの事から、中々我々が選考する土俵にはあげにくいというのが、私の正直な所でして、私自身43年ドラム叩いていますけども、あ、これで通用すると何かを感じたのは45歳からでしたね、19歳の時始めましたけども。あ、こういう事なんだと、中々極める事というのは、日常の生業を持ちながらやっていくというのは長い道のりがかかったなというのが実感でして、皆さんから評価を受けるくらいの成果を挙げてというのであれば、当然私は年齢制限なし、それでやって、若い方に志がないのかということそれは絶対そんなことはなくて、中学生でもプロになりますという子に私も会ってきました。ところが成就するのかということ、プロでやっていくのって大変だよって、言った覚えは2、3名の方にあります。そういう意味では、私もいち、文化の端くれじゃないですね、もう道楽になってしまっていますけども、やっているものからすると、目的目標を持って頑張られておられる若い方は評価できるのであれば非常に評価したいと思いますし、ところが確実に実績を上げている中高年の方においては奨励すべきは奨励したい。今の行政側における区分け、学校教育と我々とはおのずと分かれてくるのが必然なのかなというのは私は感じました。</p>
山田会長	<p>ありがとうございます。先ほどの事務局の方から情報提供といった事につきましては、今日の意見を含めながら事務局の方でどういう形で、いろんな広報をしていくのかというのは考えていただければと思います。今皆さんで確認して頂きたいのは、焦点は受賞歴制限のところで、奨励賞と功労賞、功労賞については賛成というご意見、撤廃するという事で賛成といただきましたけども、奨励賞の方は、提案は従来のままという事なんですけども、特段の賛成反対のご意見をいただいているところなんですけども、それについてはいかがでしょうか？提案のとおりでよろしいでしょうか。（異議なしの声あり）ありがとうございます。それではそういう形で。部門制限、部門のところを少し、今日の御意見を踏まえて変更するということで、後のところについては色々事務局の方で今日の意見を踏まえて考えていただく事はあっても、文章上などの点については、一応ご提案とおりの形になると思います。それでは全体の議論はまとまってきたのかなという風に思いますけども、何か今回の議論の事でこれがあるんだけど、という方ございますでしょうか。</p>
野田委員	<p>いただいた変更案の中の、資料6の候補者履歴書ですけども、今でも男女の区別はいるんですか？</p>
中野	<p>こちらの方、修正できますので、削除したいと思います。</p>

<p>山田会長 橋本委員</p>	<p>他に何かございますでしょうか。 美杉の橋本です。昨年は美杉連山のろし太鼓、奨励賞いただきありがとうございます。この資料の令和2年度受賞に漏れていると思うのですが。ちょっと気になりまして。生活部門だったかと思うのですが。でも。</p>
<p>中野 錦委員</p>	<p>抜けております。申し訳ございませんでした。 私、推薦者として書かせていただいたんですけども、一番大事なのは、2号様式の方が大事なんじゃないのかな、こちらの方が1号様式に来ないのかな、と思うんですね。推薦者の中に何故年齢がほしいのか、私年齢書きたくないなというのが正直なところなんですけど。何でここに年齢が必要なのかって。書きたくないからそう思いました。推薦書よりも、津市文化奨励賞候補者調書、これが1番んじゃないか、と思いますけれど、推薦者なんて一番最後でいいんじゃないかなと。これだと推薦者を評価する図式になっているような気がしたんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>山田会長</p>	<p>ちょっとご検討いただけますか？お願いします。それでは他にお気づきの点、ございますでしょうか？よろしいでしょうか。それでは、その他、事務局の方からよろしくお願いします。</p>
<p>福本課長</p>	<p>長い間、ご議論いただきありがとうございます。次回の審議会の日程ですが、今年のコロナの状況等がありますが、表彰式を11月下旬に予定しています。このスケジュールにあわせて、次回の審議会を9月上旬に開催させていただきたいと考えています。具体的な日程につきましては、委員の皆さんにあらためて確認させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。</p>
<p>山田会長</p>	<p>ありがとうございます。今回は事務局から奨励賞功労賞を考える資料が出ておりますし、また是非奨励賞、功労賞推薦がありますので、色々ご考慮いただければと思います。次回の審議会を9月上旬に開催、あらためて日程調整が行われるとのことですので、各委員の皆様、よろしくお願いします。それでは、特にならなければ、本日は長時間、非常に大事なご議論いただきありがとうございました。これで令和3年第1回津市文化振興審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>